

令和8年度第1回江別市行政不服審査会
会 議 録

日 時：令和8年7月14日（火）

11：15～11：40

会 場：江別市役所公室

出席者：川村 明伸会長・長内 香委員・小幡 宣和委員

後藤市長・白石総務部長・植村総務部次長・中村総務課長・半田総務係長・
総務係濱主事・伴法制係長
（傍聴者なし）

（ 市長から委員に委嘱状を交付 ）

開 会：11時15分

総務課長： ただいまから令和8年度第1回江別市行政不服審査会を開会します。

江別市行政不服審査条例第6条第2項の規定により、「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」とされておりますが、本日は委員全員がご出席されておりますので、本会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

開会にあたり、市長から挨拶いたします。

（ 市 長 挨 拶 ）

総務課長： 本日は、新たに委員の委嘱を行い、初めての会議でありますことから、ここで委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

（ 各 委 員 挨 拶 ）

総務課長： 引き続き、本日の出席者を紹介いたします。

（ 出 席 者 紹 介 ）

総務課長： 続きまして議事に入ります。条例第6条第1項の規定により、「会議の議長は会長が行う」こととされておりますが、会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

総務課長： それでは、4議事（1）会長の互選についてを議題といたします。

資料は、1ページの委員名簿でございます。条例第5条第1項の規定により、「会長は、委員の互選により定める。」とされておりますことから委員の皆様から推薦をいただきたいと思います。

ご指名による推薦はございますか。

長内委員： 審査を進めるに当たって、法律の解釈や手続きに精通されている弁護士の方がよいのではないかと考えます。前任も弁護士の方をお願いしておりましたので、今回も新任ではございますが、弁護士の川村委員をお願いしたいと考えております。

総務課長： ただいま、長内委員から会長に川村委員との推薦がございましたが、これにご異議はありませんか。（異議なし）

総務課長： 異議なしでありますので、会長に川村委員が選出されました。

川村会長は、正面の席に移動していただき、就任のご挨拶をお願いいたします。

（ 川 村 会 長 挨 拶 ）

総務課長： ありがとうございます。

市長は、次の公務のためここで退席させていただきます。

（ 市 長 退 席 ）

総務課長： 会長が選出されましたので、この後の議事進行につきましては、川村会長をお願いいたします。

川村会長： それではここで、条例第5条第3項の規定により、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」とされておりますことから、私から、会長の職務を代理する委員を指名させていただきます。

税に関する審査請求が多いと聞いており、また、長く委員を務めておりますことから、税理士である長内委員を指名します。

それでは、（2）報告事項 ア 江別市行政不服審査会の概要及び審査請求の状況についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

総務係長： 資料2ページをご覧ください。

始めに、1 江別市行政不服審査会の概要についてご説明いたします。

平成28年に行政不服審査法が改正され、審理員による審理手続の導入や第三者機関への諮問手続の導入、審査請求期間の延長など、公平性や使いやすさの向上を図るための仕組みが導入されました。

法改正を受け、江別市においても、同年3月に江別市行政不服審査条例を制定し、審査請求における諮問機関として、江別市行政不服審査会を設置しております。

行政不服審査法では、一定の要件に該当する場合を除き、審査請求が行われた場合、行政不服審査会への諮問が義務付けられており、本審査会は、審査庁である市が行った裁決の客観性・公平性を高めるための第三者機関とし

て、審査庁から諮問があった場合は、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査請求についての審査庁の判断の妥当性を調査審議するものであります。

次に、2 審査請求の状況についてご説明いたします。

始めに、(1) 江別市の審査請求状況ですが、資料には、過去3年間の江別市へ提出された審査請求の件数を記載しております。

なお、過去、江別市に提出された審査請求については、全て不適法による却下や取下げなどのため諮問はされず、これまで本審査会での調査審議は実施されておられません。

また、審査請求の内容については、滞納処分など税関係の案件が多い状況です。

次に、令和8年度の状況ですが、今年度はこれまで3件の審査請求が提出されております。そのうち、1件については、現在審理手続中ではありますが、今後、本審査会に諮問され、審議対象となる見込みです。諮問されることが決まりましたら、委員の皆様にご連絡し、審査会の開催日程を調整させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

次に(2) 全国の審査請求状況を参考として、記載しております。

資料には、令和6年度1年間の全国の不服申立（審査請求）件数の分布を記載しております。こちらの資料は、総務省が提供している、「地方公共団体における行政不服審査法に係る事務の実施状況に関する調査研究報告書」の一部を抜粋したものです。資料には、全地方公共団体1,788団体を対象にアンケート調査が実施され、回答があった479団体の不服申立件数が記載されております。

市の不服申立件数を見ますと、合計312の市のうち、約半数にあたる157の市で申立件数が0件と回答しております。

また、136の市で申立件数が1～9件と回答しており、特定の都市部に不服申立案件が集中している状況です。

なお、町村や比較的小規模な市の多くが、0件と回答しており、こうした自治体からは「実績がないため、案件が発生した場合の対応に不安がある」との意見も寄せられております。一方で、件数の多い都市部の自治体からは、「大量請求・制度濫用への対応に苦慮している」との意見もあり、自治体によって実態に大きな差があることが確認されております。

説明は以上です。

川村会長： 質疑等ございませんか。

川村会長： 平成28年以来、過去の審査請求は全て不適法却下されているということ

でしょうか。

法制係長： はい。そもそも審査請求がなかった年もありますし、昨年度は納税課による差押えの案件が中心になっております。本人からの取下げが2件、原処分解除による不適法却下が1件、審査請求書の補正命令について応答なしのため不適法却下になったものが1件という内容です。

川村会長： 滞納処分で差押えされた方からの審査請求が多いのでしょうか。

法制係長： そのとおりです。

川村会長： ほかに質疑等はございませんか。(なし)

以上で、本件を終結いたします。

川村会長： 次に、5 その他についてであります。委員の皆様からありませんか。
(なし)

事務局から何かありませんか。

総務課長： 事務局から今後の予定につきましてご説明いたします。

当審査会は、審査請求に対する市の裁決案の妥当性を審査していただくものでありますので、審査請求があった場合には、委員の皆様にご連絡して、審査会の開催を調整させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

川村会長： 事務局から今後の予定について、説明がありましたが、質問はありませんか。(なし)

川村会長： 以上をもちまして、令和8年度第1回江別市行政不服審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 11時40分